

松本市避難所開設・運営ガイドライン 新旧対照表

現行	改正
<p>第1 避難所開設までの手順</p> <p>1 基本的事項</p> <p>(3) 避難所の機能</p> <p>避難所は、災害時等において、避難者の生命、身体及び財産の安全を確保する避難施設として、更には一時的に生活する施設として重要な役割を果たします。</p> <p>特に、運営に当たっては、災害時要援護者（以下「要援護者」といいます。）である高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等には十分に配慮するほか、季節に応じた避難環境の整備や避難者のプライバシーの確保を図るとともに、男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。</p> <p>(4) 対象とする避難者</p> <p>災害救助法による避難所の受入れ対象者は次のとおりです。</p> <p>イ 災害によって被害を受けるおそれがある者</p> <p>(7) 避難勧告・指示の対象区域等に住む者</p> <p>(i) 避難勧告・指示の対象区域に住んでいないが、緊急に避難する必要がある者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【避難勧告・避難指示】</p> <p>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、災害対策基本法に基づき市町村長が住民に対し避難を呼びかけるもの</p> <p>① 避難勧告</p> <p>避難のための立ち退きを勧め、又は促すもの</p> <p>② 避難指示</p> <p>避難勧告よりも拘束力が強く、安全の確保のため立ち退かせるもの</p> <p>※避難準備（要援護者避難）情報</p> </div>	<p>第1 避難所開設までの手順</p> <p>1 基本的事項</p> <p>(3) 避難所の機能</p> <p>避難所は、災害時等において、避難者の生命、身体及び財産の安全を確保する避難施設として、更には一時的に生活する施設として重要な役割を果たします。</p> <p>特に、運営に当たっては、要配慮者である高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等には十分に配慮するほか、季節に応じた避難環境の整備や避難者のプライバシーの確保を図るとともに、男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。</p> <p>(4) 対象とする避難者</p> <p>災害救助法による避難所の受入れ対象者は次のとおりです。</p> <p>イ 災害によって被害を受けるおそれがある者</p> <p>(7) 避難勧告・指示の対象区域等に住む者</p> <p>(i) 避難勧告・指示の対象区域に住んでいないが、緊急に避難する必要がある者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【避難勧告・避難指示】</p> <p>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、災害対策基本法に基づき市町村長が住民に対し避難を呼びかけ、安全の確保のため立ち退かせるもの</p> <p>① 避難勧告</p> <p>避難のための立ち退きを勧め、又は促すもの</p> <p>② 避難指示</p> <p>避難勧告よりも拘束力が強く、安全の確保のため立ち退かせるもの</p> <p>※高齢者等避難</p> </div>

松本市避難所開設・運営ガイドライン 新旧対照表

現行	改正								
<p>避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始しなければならない段階において、避難勧告よりも先に発令する情報</p> <p>【警戒区域】</p> <p>災害が差し迫っていて、住民をどうしても避難させる必要がある場合、災害対策基本法に基づき市町村長が危険な地域を「警戒区域」に指定し、住民の立入りを禁止するもの</p>	<p>避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始しなければならない段階において、避難指示よりも先に発令する情報</p> <p>【警戒区域】</p> <p>災害が差し迫っていて、住民をどうしても避難させる必要がある場合、災害対策基本法に基づき市町村長が危険な地域を「警戒区域」に指定し、住民の立入りを禁止するもの</p>								
<p>(6) 要援護者に対する避難所での配慮（【松本市災害時要援護者支援プランガイドライン編】参照）</p> <p>災害発生直後は健常な者であっても、避難所においては体調を崩しやすい状態にあり、要援護者の避難には、特別の配慮（室内への優先的避難、要援護者の要望に対応した食料・物資の調達、保健医療サービスの提供、通訳の派遣等）が必要です。</p> <p>また、要援護者については、必要に応じて適切な支援が提供できる福祉避難所への移送、医療的措置が必要と判断される場合は、医療救護所又は医療機関への速やかな移送など、きめ細かい対応を行うことが重要です。</p>	<p>(6) 要配慮者に対する避難所での配慮（【松本市災害時要援護者支援プランガイドライン編】参照）</p> <p>災害発生直後は健常な者であっても、避難所においては体調を崩しやすい状態にあり、要配慮者の避難には、特別の配慮（室内への優先的避難、要配慮者の要望に対応した食料・物資の調達、保健医療サービスの提供、通訳の派遣等）が必要です。</p> <p>また、要配慮者については、必要に応じて適切な支援が提供できる福祉避難所への移送、医療的措置が必要と判断される場合は、医療救護所又は医療機関への速やかな移送など、きめ細かい対応を行うことが重要です。</p>								
<p>2 避難所における事前対策</p> <p>(2) 避難所施設利用計画の策定</p> <p>【避難所の利用計画（学校の例）】</p>	<p>2 避難所における事前対策</p> <p>(2) 避難所施設利用計画の策定</p> <p>【避難所の利用計画（学校の例）】</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="76 1225 562 1273">要援護者避難スペース</td> <td data-bbox="562 1225 1126 1273">和室、多目的室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="76 1273 562 1326">要援護者用トイレ</td> <td data-bbox="562 1273 1126 1326">空きスペース（可能な場合）</td> </tr> </table>	要援護者 避難スペース	和室、多目的室	要援護者 用トイレ	空きスペース（可能な場合）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1126 1225 1615 1273">要配慮者避難スペース</td> <td data-bbox="1615 1225 2181 1273">和室、多目的室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 1273 1615 1326">要配慮者用トイレ</td> <td data-bbox="1615 1273 2181 1326">空きスペース（可能な場合）</td> </tr> </table>	要配慮者 避難スペース	和室、多目的室	要配慮者 用トイレ	空きスペース（可能な場合）
要援護者 避難スペース	和室、多目的室								
要援護者 用トイレ	空きスペース（可能な場合）								
要配慮者 避難スペース	和室、多目的室								
要配慮者 用トイレ	空きスペース（可能な場合）								
<p>(3) 避難所の鍵管理</p> <p>ア 避難所の鍵は施設管理者、避難所担当職員がそれぞれ保管します。</p>	<p>(3) 避難所の鍵管理</p> <p>ア 避難所の鍵は、施設管理者等が保管します。</p>								

松本市避難所開設・運営ガイドライン 新旧対照表

現行	改正
<p>イ 避難所担当職員は、鍵を適正に管理します。</p> <p>3 避難所の開設</p> <p>(3) 開設手順・・・チェックリスト【様式1】</p> <p>ア 開設指示の確認</p> <p>(イ) 避難勧告・避難指示発令の有無</p> <p>オ 避難スペースの指定【様式3】</p> <p>(イ) 避難所における避難者1人当たりの必要面積は概ね次の表のとおりですが、要援護者のスペースは工夫する必要があります。</p> <p>(4) 避難者の受入れ</p> <p>イ 受付</p> <p>各避難者に避難者名簿【様式4】を世帯単位で記入をしてもらいます。ただし、多数の避難者が集中した場合は、記入は事後になることはやむを得ないものとしませんが、できる限り早期に記入してもらいます。(避難者名簿【様式4】、避難者台帳【様式5】、受付用机、筆記用具)</p> <p>ウ 避難スペースへの誘導</p> <p>(イ) 要援護者スペースの確保</p> <p>和室、多目的室に要援護者の避難スペースやできるだけ通路側のスペースなどを確保するか、可能な限り福祉避難所や介護施設等への移送を行います。</p> <p>(5) 要援護者等のスクリーニング(医療機関、医療救護所、介護施設、福祉避難所へ…災害時等要援護者支援プランマニュアル編参照)</p>	<p>イ 市は、避難所運営に係る職員が避難所開設を速やかに行えるようにキーボックス等により適正に鍵を管理します。</p> <p>3 避難所の開設</p> <p>(3) 開設手順・・・チェックリスト【様式1】</p> <p>ア 開設指示の確認</p> <p>(イ) 避難勧告・避難指示発令の有無</p> <p>オ 避難スペースの指定【様式3】</p> <p>(イ) 避難所における避難者1人当たりの必要面積は概ね次の表のとおりですが、要配慮者のスペースは工夫する必要があります。</p> <p>(4) 避難者の受入れ</p> <p>イ 受付</p> <p>各避難者に避難者名簿【様式4】を世帯単位で記入をもらいます。ただし、多数の避難者が集中した場合は、記入は事後になることはやむを得ないものとしませんが、できる限り早期に記入してもらいます。(避難者名簿【様式4】、避難者台帳【様式5】、受付時健康状態チェックリスト【様式13】、受付用机、筆記用具)</p> <p>ウ 避難スペースへの誘導</p> <p>(イ) 要配慮者スペースの確保</p> <p>和室、多目的室に要配慮者の避難スペースやできるだけ通路側のスペースなどを確保するか、可能な限り福祉避難所や介護施設等への移送を行います。</p> <p>(5) 要配慮者等のスクリーニング(医療機関、医療救護所、介護施設、福祉避難所へ…災害時等要援護者支援プランマニュアル編参照)</p> <p>(8) 物資調達・輸送調整等支援システムの活用</p>

松本市避難所開設・運営ガイドライン 新旧対照表

現行	改正
<p>(新設)</p> <p>4 新型コロナウイルス感染症予防対策</p> <p>(2) 感染拡大防止対策</p> <p>イ 避難者の健康状態の確認</p> <p>(ア) 避難者の健康状態の確認については、避難所への到着時に行うこととします。</p> <p>オ 十分な換気の実施、スペースの確保等</p> <p>(イ) 家族（世帯）の間隔は2m確保します。</p> <p>カ 発熱、咳等の症状が現れた者のための専用のスペースの確保</p> <p>(新設)</p> <p>キ 濃厚接触者の避難</p> <p>(i) 県は、大雨、暴風警報の可能性「高」が発表された場合、避難所開設時の参考とするため、市町村別の濃厚接触者数を市町村へ通知することになっています。これを受け、市災害対策指揮本部は、開設中の全ての避難所へ、濃厚接触者数をお知らせします。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 留意事項</p> <p>イ 市は、市内の感染者が増加し、自宅等で療養中の感染者が確認された場合、感染者専用の避難場所の確保を検討します。</p>	<p>市は、国が運用する避難所関連システムである物資調達・輸送調整等支援システムの活用を検討し、段階的に導入を図るものとします。</p> <p>4 新型コロナウイルス感染症予防対策</p> <p>(2) 感染拡大防止対策</p> <p>イ 避難者の健康状態の確認</p> <p>(ア) 避難者の健康状態の確認については、受付時健康状態チェックリスト【様式13】、を使用し、避難所への到着時に行うこととします。</p> <p>オ 十分な換気の実施、スペースの確保等</p> <p>(イ) 家族（世帯）の間隔は2m確保します。なお、パーティションがある場合は、この限りではありません。</p> <p>カ 発熱、咳等の症状が現れた者のための専用のスペースの確保等</p> <p>(イ) 対応する避難所運営スタッフは、できるだけ限られた人（一人が望ましい）にします。</p> <p>キ 濃厚接触者の避難</p> <p>(i) 市災害対策指揮本部は、大雨、暴風警報の可能性「高」が発表された場合、避難所開設時の参考とするため、市保健所から濃厚接触者数の情報提供を受けます。これを受け、開設中の全ての避難所（開設が予想される避難所が所在する地域づくりセンター）へ、濃厚接触者数をお知らせします。</p> <p>(イ) 体調の悪化時は、保健所へすぐに連絡するようにしてください。</p> <p>(3) 留意事項</p> <p>イ 市は、市内の感染者が増加に伴い、自宅療養者が増加した場合、感染者専用の避難場所の開設準備及び増設を検討します。</p>

松本市避難所開設・運営ガイドライン 新旧対照表

現行			改正		
第2 地域住民との協働による避難所の運営 3 事前の準備 (1) 運営マニュアルの作成 運営委員会は、定期的に構成委員の確認、打ち合わせを行うほか、避難所ごとの運営マニュアルを作成するなどの取組みを行います。 運営マニュアルには、避難スペースとして使用する場所等について施設利用計画を策定しますが、その際に次の事項を検討します。 ア 要援護者への配慮 要援護者に配慮した施設利用計画、避難所の運営 4 避難所の運営手順 (2) 居住組、各活動班の役割 イ 各活動班の役割			第2 地域住民との協働による避難所の運営 3 事前の準備 (1) 運営マニュアルの作成 運営委員会は、定期的に構成委員の確認、打ち合わせを行うほか、避難所ごとの運営マニュアルを作成するなどの取組みを行います。 運営マニュアルには、避難スペースとして使用する場所等について施設利用計画を策定しますが、その際に次の事項を検討します。 ア 要配慮者への配慮 要配慮者に配慮した施設利用計画、避難所の運営 4 避難所の運営手順 (2) 居住組、各活動班の役割 イ 各活動班の役割		
総務班	避難所レイアウトの設定・変更	<ul style="list-style-type: none"> 大勢の人々が共同生活を円滑に行えるよう、災害発生時間・被害状況・避難状況に見合った避難所レイアウトを早期に設定【様式3、資料3】 要援護者については、小部屋や冷暖房が整備された部屋を割り当てるなどの配慮が必要 	総務班	避難所レイアウトの設定・変更	<ul style="list-style-type: none"> 大勢の人々が共同生活を円滑に行えるよう、災害発生時間・被害状況・避難状況に見合った避難所レイアウトを早期に設定【様式3、資料3】 要配慮者については、小部屋や冷暖房が整備された部屋を割り当てるなどの配慮が必要
情報広報班	情報伝達（避難所内広報）	<ul style="list-style-type: none"> 避難所内での情報伝達は、原則として張り紙で掲示（外国人に対しては多言語やイラストを併記） 視覚障害者に配慮した拡声器の使用 	情報広報班	情報伝達（避難所内広報）	<ul style="list-style-type: none"> 避難所内での情報伝達は、原則として張り紙で掲示（外国人に対しては多言語やイラストを併記） 視覚障がい者に配慮した拡声器の使用

松本市避難所開設・運営ガイドライン 新旧対照表

現行			改正		
		<ul style="list-style-type: none"> 避難者や在宅被災者に災害対策本部等からの情報を伝えるための「市災害広報掲示板」と避難所運営用の「伝言板」の作成、管理 特に重要な項目については、避難所運営会議、居住組長を通じて避難者へ伝達 			<ul style="list-style-type: none"> 避難者や在宅被災者に災害対策本部等からの情報を伝えるための「市災害広報掲示板」と避難所運営用の「伝言板」の作成、管理 特に重要な項目については、避難所運営会議、居住組長を通じて避難者へ伝達
救護・要援護者班	医療・介護活動	<ul style="list-style-type: none"> 避難所内の病人・けが人、要援護者の把握（プライバシーに配慮） 医務室の設置、応急手当 個別の要望を収集、適宜各活動班に対応依頼 避難所内の医師、看護師、介護士等の有資格者への協力を依頼 備蓄医薬品の種類と数量の把握、管理 病人、けが人については医療機関への収容、移送 	救護・要援護者班	医療・介護活動	<ul style="list-style-type: none"> 避難所内の病人・けが人、要配慮者の把握（プライバシーに配慮） 医務室の設置、応急手当 個別の要望を収集、適宜各活動班に対応依頼 避難所内の医師、看護師、介護士等の有資格者への協力を依頼 備蓄医薬品の種類と数量の把握、管理 病人、けが人については医療機関への収容、移送
(新設)			5 避難所運営活動補償制度 避難所運営スタッフが、避難所運営活動中の事故でケガ等を負った場合や、他人の身体等に損害を与え法律上の賠償責任を負った場合に備え、市は避難所運営活動補償制度を整備します。		

松本市避難所開設・運営ガイドライン 新旧対照表

現行			改正		
避難所開設準備チェックリスト			避難所開設準備チェックリスト		
様式1			様式1		
項目	内容	確認	項目	内容	確認
避難所運営委員会設置	応急的な委員会を設置	<input type="checkbox"/>	避難所運営委員会設置	応急的な委員会を設置	<input type="checkbox"/>
開設指示等の確認	市災害対策本部からの指示	<input type="checkbox"/>	開設指示等の確認	市災害対策本部からの指示	<input type="checkbox"/>
	避難勧告・避難指示の発令	<input type="checkbox"/>		避難勧告・避難指示の発令	<input type="checkbox"/>
	被災者からの開設要望	<input type="checkbox"/>		被災者からの開設要望	<input type="checkbox"/>
要援護者等への対応	災害時等要援護者支援プランマニュアル編参照	<input type="checkbox"/>	要配慮者等への対応	災害時等要援護者支援プランマニュアル編参照	<input type="checkbox"/>
様式3			様式3		
避難所のスペース割当表			避難所のスペース割当表		
分類		部屋名	分類		部屋名
避難生活用	避難生活スペース※		避難生活用	避難生活スペース※	
	要援護者スペース			要配慮者スペース	
	更衣室	男性		更衣室	男性
		女性			女性

松本市避難所開設・運営ガイドライン 新旧対照表

現行					改正				
避難者名簿（世帯単位） 様式4					避難者名簿（世帯単位） 様式4				
※太枠内を記入してください					※太枠内を記入してください				
①	入所日	平成	年 月 日	午前・午後 時 分	①	入所日	平成	年 月 日	午前・午後 時 分
②	ふりがな 氏名	年齢	性別	病気、障害、アレルギー、外国籍など 配慮が必要な場合は内容を記入	②	ふりがな 氏名	年齢	性別	病気、障がい、アレルギー、外国籍など 配慮が必要な場合は内容を記入
	世帯代表者		男・女 (新設)			世帯代表者		男・女 回答せず	
※この避難所にいる方だけを記入					※この避難所にいる方だけを記入				
避難所状況報告書【発災直後用】 様式7-1					避難所状況報告書【発災直後用】 様式7-1				
避難種類	勧告・指示・準備情報	閉鎖日時	年 月 日	時 分	避難種類	勧告・避難指示・高齢者等避難	閉鎖日時	年 月 日	時 分
	自主避難・災害発生					自主避難・災害発生			

松本市避難所開設・運営ガイドライン 新旧対照表

現行	改正																																													
<p>(新設)</p>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">様式13</div> <p style="text-align: center;">受付時 健康状態チェックリスト</p> <p>●太枠の中の項目についてご記入ください。</p> <p style="text-align: right;">受付日： 年 月 日</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">避難所名</th> <th style="width: 33%;">氏名</th> <th style="width: 33%;">年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 95%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #e0e0e0;"> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 85%;">チェック項目</th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>あなたは新型コロナウイルスの感染が確認されている人の濃厚接触者で、現在、健康観察中ですか？</td> <td style="text-align: center;">はい・いいえ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>普段より熱っぽく感じますか？</td> <td style="text-align: center;">はい・いいえ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>呼吸の息苦しさ、胸の痛みはありますか？</td> <td style="text-align: center;">はい・いいえ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>においや味を感じないですか？</td> <td style="text-align: center;">はい・いいえ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>せきやたん、のどの痛みはありますか？</td> <td style="text-align: center;">はい・いいえ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>全身がだるいなどの症状はありますか？</td> <td style="text-align: center;">はい・いいえ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>吐き気がありますか？</td> <td style="text-align: center;">はい・いいえ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>下痢がありますか？</td> <td style="text-align: center;">はい・いいえ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>からだにぶつぶつ（発疹）が出ていますか？</td> <td style="text-align: center;">はい・いいえ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td>目が赤く、目やにが多くないですか？</td> <td style="text-align: center;">はい・いいえ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11</td> <td>現在、医療機関に通院をしていますか？（症状： ）</td> <td style="text-align: center;">はい・いいえ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12</td> <td>現在、服薬をしていますか？（薬名 ）</td> <td style="text-align: center;">はい・いいえ</td> </tr> </tbody> </table>	避難所名	氏名	年齢					チェック項目		1	あなたは新型コロナウイルスの感染が確認されている人の濃厚接触者で、現在、健康観察中ですか？	はい・いいえ	2	普段より熱っぽく感じますか？	はい・いいえ	3	呼吸の息苦しさ、胸の痛みはありますか？	はい・いいえ	4	においや味を感じないですか？	はい・いいえ	5	せきやたん、のどの痛みはありますか？	はい・いいえ	6	全身がだるいなどの症状はありますか？	はい・いいえ	7	吐き気がありますか？	はい・いいえ	8	下痢がありますか？	はい・いいえ	9	からだにぶつぶつ（発疹）が出ていますか？	はい・いいえ	10	目が赤く、目やにが多くないですか？	はい・いいえ	11	現在、医療機関に通院をしていますか？（症状： ）	はい・いいえ	12	現在、服薬をしていますか？（薬名 ）	はい・いいえ
避難所名	氏名	年齢																																												
	チェック項目																																													
1	あなたは新型コロナウイルスの感染が確認されている人の濃厚接触者で、現在、健康観察中ですか？	はい・いいえ																																												
2	普段より熱っぽく感じますか？	はい・いいえ																																												
3	呼吸の息苦しさ、胸の痛みはありますか？	はい・いいえ																																												
4	においや味を感じないですか？	はい・いいえ																																												
5	せきやたん、のどの痛みはありますか？	はい・いいえ																																												
6	全身がだるいなどの症状はありますか？	はい・いいえ																																												
7	吐き気がありますか？	はい・いいえ																																												
8	下痢がありますか？	はい・いいえ																																												
9	からだにぶつぶつ（発疹）が出ていますか？	はい・いいえ																																												
10	目が赤く、目やにが多くないですか？	はい・いいえ																																												
11	現在、医療機関に通院をしていますか？（症状： ）	はい・いいえ																																												
12	現在、服薬をしていますか？（薬名 ）	はい・いいえ																																												

松本市避難所開設・運営ガイドライン 新旧対照表

現行	改正			
	13	そのほか気になる症状はありますか？ ※「はい」の場合、具体的にご記入ください	はい・いいえ	
	14	避難所での行動に際し、介護や介助が必要ですか？	はい・いいえ	
	15	避難所での行動に際し、配慮を要する障がいがありますか？ ※「はい」の場合、障がいの内容をご記入ください	はい・いいえ	
	16	乳幼児と一緒にですか？（妊娠中も含む）	はい・いいえ	
	17	呼吸器疾患、高血圧、糖尿病その他基礎疾患はありますか？ ※「はい」の場合、具体的にご記入ください	はい・いいえ	
	18	てんかんはありますか？	はい・いいえ	
	（以下は、受付担当者が記入します）			
	体 温		℃	受付者名
	滞在スペース・区画			
	※滞在スペース・区画欄には、避難する建物や部屋の名称および区画番号などを記入する			

松本市避難所開設・運営ガイドライン 新旧対照表

現行	改正
<div data-bbox="938 316 1028 349" data-label="Text">資料 2</div> <div data-bbox="96 339 409 371" data-label="Section-Header">【避難所でのルール文例】</div> <div data-bbox="479 389 716 421" data-label="Section-Header">避難所でのルール</div> <p data-bbox="96 437 620 469">この避難所でのルールは次のとおりです。</p> <ol data-bbox="96 480 1084 1114" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="96 480 620 512">1 この避難所は、地域の防災拠点です。 <li data-bbox="96 523 1084 815">2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難所の代表者、施設の管理者市の避難所担当職員からなる、避難所運営委員会（以下、「委員会」という。）を組織します。 ・委員会は、毎日午前〇〇時と午後〇〇時に定例会議を行います。 ・委員会の運営組織として、総務、避難者管理、情報広報、物資・施設管理、衛生、食事・炊出し、救護・要援護者、ボランティアの活動班を避難者で編成します。 <li data-bbox="96 826 1084 900">3 避難所は、電気、水道、などのライフラインが復旧することをめどに縮小、閉鎖します。 <li data-bbox="96 911 1084 984">4 避難者は、世帯単位で登録していただきます。 避難所を退所する時は、受付に転出先をご連絡ください。 <li data-bbox="96 995 1084 1114">5 盲導犬、介助犬などの身体障がい者補助犬以外の動物を避難所内に入れることは禁止します。 ペットの飼育スペースを準備しますので、受付にお申し出ください。 	<div data-bbox="1984 316 2074 349" data-label="Text">資料 2</div> <div data-bbox="1149 339 1462 371" data-label="Section-Header">【避難所でのルール文例】</div> <div data-bbox="1532 389 1769 421" data-label="Section-Header">避難所でのルール</div> <p data-bbox="1149 437 1673 469">この避難所でのルールは次のとおりです。</p> <ol data-bbox="1149 480 2136 1114" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1149 480 1673 512">1 この避難所は、地域の防災拠点です。 <li data-bbox="1149 523 2136 815">2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難所の代表者、施設の管理者市の避難所担当職員からなる、避難所運営委員会（以下、「委員会」という。）を組織します。 ・委員会は、毎日午前〇〇時と午後〇〇時に定例会議を行います。 ・委員会の運営組織として、総務、避難者管理、情報広報、物資・施設管理、衛生、食事・炊出し、救護・要援護者、ボランティアの活動班を避難者で編成します。 <li data-bbox="1149 826 2136 900">3 避難所は、電気、水道、などのライフラインが復旧することをめどに縮小、閉鎖します。 <li data-bbox="1149 911 2136 984">4 避難者は、世帯単位で登録していただきます。 避難所を退所する時は、受付に転出先をご連絡ください。 <li data-bbox="1149 995 2136 1114">5 盲導犬、介助犬などの身体障害者補助犬以外の動物を避難所内に入れることは禁止します。 ペットの飼育スペースを準備しますので、受付にお申し出ください。

松本市避難所開設・運営ガイドライン 新旧対照表

現行		改正	
【時系列 避難所における状況想定】		【時系列 避難所における状況想定】	
資料4		資料4	
時期	避難所の状況想定	時期	避難所の状況想定
災害発生直後 ～3日程	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者が避難所に殺到し、精神的にも不安定な状況。 ・市は、指定避難所以外への避難状況も含め、避難所全体の把握が困難な段階。 ・避難所によっては、災害地区班員や施設管理者が到着する以前に、避難者が施設内に入ることも予想される。 ・翌日以降も余震による二次災害のおそれ、大規模火災、危険物漏洩等により避難者が移動・拡大し、混乱することも考えられる。 ・市災害対策本部から食料・物資等を十分に、また安定的に供給することは困難な状況が予想される。その場合、全避難者に食料等を等しく提供することが困難となり、トラブルも発生しやすい。 ・各種の情報が不足し、被災者の不安が拡大しやすい。 ・市及び避難所に安否確認の問い合わせが集中する。 ・災害時要援護者については、情報伝達が十分に行われず状況の把握が困難となりがちである。 ・障害者の実数把握、避難連絡や誘導方法等の未確立による混乱が生じる。 ・車いす常用の障害者は、自力では避難所に移動できない。 ・重度の視覚障害者も移動に手引等の介助が必要である。 	災害発生直後 ～3日程	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者が避難所に殺到し、精神的にも不安定な状況。 ・市は、指定避難所以外への避難状況も含め、避難所全体の把握が困難な段階。 ・避難所によっては、災害地区班員や施設管理者が到着する以前に、避難者が施設内に入ることも予想される。 ・翌日以降も余震による二次災害のおそれ、大規模火災、危険物漏洩等により避難者が移動・拡大し、混乱することも考えられる。 ・市災害対策本部から食料・物資等を十分に、また安定的に供給することは困難な状況が予想される。その場合、全避難者に食料等を等しく提供することが困難となり、トラブルも発生しやすい。 ・各種の情報が不足し、被災者の不安が拡大しやすい。 ・市及び避難所に安否確認の問い合わせが集中する。 ・要配慮者については、情報伝達が十分に行われず状況の把握が困難となりがちである。 ・障がい者の実数把握、避難連絡や誘導方法等の未確立による混乱が生じる。 ・車いす常用の障がい者は、自力では避難所に移動できない。 ・重度の視覚障がい者も移動に手引等の介助が必要である。

松本市避難所開設・運営ガイドライン 新旧対照表

現行		改正	
	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の心臓、腎臓、呼吸器等の内部障害者も移動が困難。 ・聴覚障害者は情報伝達（発信・受信）に困難。FAX、携帯電話のメール等での情報伝達が有効である。 ・避難所で障害特性についての理解が充分なされず、トラブルや困難が発生する事態が予想される。 ・人工透析が必要な避難者の医療の確保が急務。 ・医療的なケアを必要とする障害者への対応が必要（人工呼吸器、胃婁、痰吸入、とろみ食等への対応）。 ・オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）用のストマ用装具（蓄便袋、蓄尿袋）の不足が予想される。 ・補聴器を利用する聴覚障害者については、電池の補充が必要となる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・重度の心臓、腎臓、呼吸器等の内部障がい者も移動が困難。 ・聴覚障がい者は情報伝達（発信・受信）に困難。FAX、携帯電話のメール等での情報伝達が有効である。 ・避難所で障がい特性についての理解が充分なされず、トラブルや困難が発生する事態が予想される。 ・人工透析が必要な避難者の医療の確保が急務。 ・医療的なケアを必要とする障がい者への対応が必要（人工呼吸器、胃婁、痰吸入、とろみ食等への対応）。 ・オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）用のストマ用装具（蓄便袋、蓄尿袋）の不足が予想される。 ・補聴器を利用する聴覚障がい者については、電池の補充が必要となる。
3日～1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・食料等はおおむね供給されるようになるが、加熱した食事の要望などニーズが多様化する。 ・避難者数は流動的な段階である。 ・3日目頃からは、避難者が落ち着きを見せ始める一方で、健康状態や衛生環境の悪化が予想される。 ・ライフラインの回復が遅れる場合、食料や生活水の確保、入浴の機会といったニーズが、避難者のみならず、地域の在宅被災者も含めて、より拡大することが予想される。 ・ボランティアや物資等については、避難所間で格差が生じる場合がある。 ・体調悪化により避難所での生活が困難な避難者の病院・福祉避難所等への移送が必要になる。 	3日～1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・食料等はおおむね供給されるようになるが、加熱した食事の要望などニーズが多様化する。 ・避難者数は流動的な段階である。 ・3日目頃からは、避難者が落ち着きを見せ始める一方で、健康状態や衛生環境の悪化が予想される。 ・ライフラインの回復が遅れる場合、食料や生活水の確保、入浴の機会といったニーズが、避難者のみならず、地域の在宅被災者も含めて、より拡大することが予想される。 ・ボランティアや物資等については、避難所間で格差が生じる場合がある。 ・体調悪化により避難所での生活が困難な避難者の病院・福祉避難所等への移送が必要になる。

松本市避難所開設・運営ガイドライン 新旧対照表

現行		改正	
	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の激変に対する精神的ストレスによる不眠等への対応。 ・常備薬の確保、健康管理（高血圧、糖尿等）が必要になる。 ・障害特性に配慮し、障害者から個別に必要な支援を聴取し、支援を行うことが求められる。 ・視覚・聴覚障害者への情報確保 		<ul style="list-style-type: none"> ・環境の激変に対する精神的ストレスによる不眠等への対応。 ・常備薬の確保、健康管理（高血圧、糖尿等）が必要になる。 ・障がい特性に配慮し、障がい者から個別に必要な支援を聴取し、支援を行うことが求められる。 ・視覚・聴覚障がい者への情報確保
1週間～2週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地外からの支援活動が本格化し、人材を要する対策が期待できる段階である。 ・避難者の退出が増え、避難者だけでは避難所の自主運営体制を維持することが困難となる。 ・臨時指定施設、民間施設等の避難所については、避難所の統廃合を始めることになる。 ・避難生活の長期化に伴い、衛生環境が悪化してくる。 ・避難者の通勤・通学等が再開され、避難所は生活の場としての性格が強まってくる。 ・学校避難所では教職員が本来業務へシフトする段階となる。 ・避難所の中にいる人と外にいる人との公平性、応援・支援への依存の問題が生じ始める。 ・障害者への移動手段の確保。（ボランティア等） ・視覚・聴覚障害者への情報確保 ・手話ができる者、ホームヘルパー・ガイドヘルパー等の人材による支援が必要になる。 	1週間～2週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地外からの支援活動が本格化し、人材を要する対策が期待できる段階である。 ・避難者の退出が増え、避難者だけでは避難所の自主運営体制を維持することが困難となる。 ・臨時指定施設、民間施設等の避難所については、避難所の統廃合を始めることになる。 ・避難生活の長期化に伴い、衛生環境が悪化してくる。 ・避難者の通勤・通学等が再開され、避難所は生活の場としての性格が強まってくる。 ・学校避難所では教職員が本来業務へシフトする段階となる。 ・避難所の中にいる人と外にいる人との公平性、応援・支援への依存の問題が生じ始める。 ・障がい者への移動手段の確保。（ボランティア等） ・視覚・聴覚障がい者への情報確保 ・手話ができる者、ホームヘルパー・ガイドヘルパー等の人材による支援が必要になる。
2週間～3ヵ月程度	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の状況はおおむね落ち着いた状態となる。 ・ライフラインの復旧に伴い、避難所に残るのは住まいを失って行き場のない被災者に絞られてくる。 	2週間～3ヵ月程度	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の状況はおおむね落ち着いた状態となる。 ・ライフラインの復旧に伴い、避難所に残るのは住まいを失って行き場のない被災者に絞られてくる。

松本市避難所開設・運営ガイドライン 新旧対照表

現行	改正
<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の減少に伴い、避難所の統廃合が一層進み、避難者の不安が強まる段階である。 ・住宅の応急修理や応急仮設住宅の供与等による住まいの確保が最重要課題となる。 ・避難者の減少とともにボランティアも減少し、運営体制の維持が難しくなる。 ・季節の変化に伴い、それまでとは異なった対策が求められる。 <p><季節を考慮した対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 冷暖房設備の整備 避難所内の空気調整に配慮した対応ができるよう空調設備や冷暖房機器の整備を検討する。 ○ 生鮮食料品等の備蓄に向けた設備の整備 夏期高温期の食品衛生を確保するため、冷蔵設備機器の整備を検討する。 ○ 簡易入浴施設の確保 避難者の衛生保持のため、簡易入浴施設の整備を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅の提供や相談により、避難所の撤収に向けて自治体が本格的に動かなければならない段階。 ・避難生活が長期化することに伴い、避難者の身体機能の低下や心の問題が懸念されるため、保健・医療サービスの提供が必要である。（特に災害時要援護者に留意） ・以前の生活に戻ることを前提に、帰宅して生活できるように障害に配慮した家の補修、被災前の支援（ヘルパー等）の確保が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の減少に伴い、避難所の統廃合が一層進み、避難者の不安が強まる段階である。 ・住宅の応急修理や応急仮設住宅の供与等による住まいの確保が最重要課題となる。 ・避難者の減少とともにボランティアも減少し、運営体制の維持が難しくなる。 ・季節の変化に伴い、それまでとは異なった対策が求められる。 <p><季節を考慮した対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 冷暖房設備の整備 避難所内の空気調整に配慮した対応ができるよう空調設備や冷暖房機器の整備を検討する。 ○ 生鮮食料品等の備蓄に向けた設備の整備 夏期高温期の食品衛生を確保するため、冷蔵設備機器の整備を検討する。 ○ 簡易入浴施設の確保 避難者の衛生保持のため、簡易入浴施設の整備を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅の提供や相談により、避難所の撤収に向けて自治体が本格的に動かなければならない段階。 ・避難生活が長期化することに伴い、避難者の身体機能の低下や心の問題が懸念されるため、保健・医療サービスの提供が必要である。（特に要配慮者に留意） ・以前の生活に戻ることを前提に、帰宅して生活できるように障がい に配慮した家の補修、被災前の支援（ヘルパー等）の確保が必要。

松本市避難所開設・運営ガイドライン 新旧対照表

現行		改正	
	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅後の安否確認、必要な支援の確認等は継続。 ・視覚・聴覚障害者への情報確保 ・住居の確保ができない、被災前の介護サービスが確保できない障害者に対して、仮設住宅でのバリアフリー化対応、介護サービスの確保が必要。 		<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅後の安否確認、必要な支援の確認等は継続。 ・視覚・聴覚障がい者への情報確保 ・住居の確保ができない、被災前の介護サービスが確保できない障がい者に対して、仮設住宅でのバリアフリー化対応、介護サービスの確保が必要。
資料5		資料5	
【発生時間帯・季節・月別の留意事項】		【発生時間帯・季節・月別の留意事項】	
災害発生時間帯、季節、月によって、以下のような事象・課題等が考えられるため、これらに留意する必要があります。		災害発生時間帯、季節、月によって、以下のような事象・課題等が考えられるため、これらに留意する必要があります。	
条件	留意事項	条件	留意事項
日中	<ul style="list-style-type: none"> ・学校では、教職員は教育活動の再編に向け、児童生徒の安全確認、保護者などとの連絡に追われ、避難者が使用できる避難スペースも不足する。 ・家族が離散した状態で、安否や避難先の確認に支障が生じる。(電話需要が増大する。) ・都心部、観光地等では、帰宅困難者の滞留が発生する。 ・大規模火災が多発し、使用できない避難所が増えたり、他地域に避難するために地域コミュニティが分散。 ・市(区)庁舎から遠い避難所へは、交通渋滞等のため、避難所担当職員がなかなか到達できない。 ・住宅地等では、災害時要援護者である障害者や高齢者、子どもが多く、成人男性は少ない。 ・事業所・商店・交通機関等において、大規模な事故・火災等が多発し、混乱・パニックが生じるおそれあり。 ・居場所を特定できないため、救出救助、行方不明者の捜索、安否・身元の確認などに時間を要する。 	日中	<ul style="list-style-type: none"> ・学校では、教職員は教育活動の再編に向け、児童生徒の安全確認、保護者などとの連絡に追われ、避難者が使用できる避難スペースも不足する。 ・家族が離散した状態で、安否や避難先の確認に支障が生じる。(電話需要が増大する。) ・都心部、観光地等では、帰宅困難者の滞留が発生する。 ・大規模火災が多発し、使用できない避難所が増えたり、他地域に避難するために地域コミュニティが分散。 ・市(区)庁舎から遠い避難所へは、交通渋滞等のため、避難所担当職員がなかなか到達できない。 ・住宅地等では、要配慮者である障がい者や高齢者、子どもが多く、成人男性は少ない。 ・事業所・商店・交通機関等において、大規模な事故・火災等が多発し、混乱・パニックが生じるおそれあり。 ・居場所を特定できないため、救出救助、行方不明者の捜索、安否・身元の確認などに時間を要する。